

「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校の対応（抜粋）

学校運営の基本方針

- 地域の感染状況に応じた感染防止対策を徹底しながら、**学校教育活動を継続**していく。

感染防止対策

- **毎日の健康観察を実施**し、児童生徒に**発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させない**。
- 放課後は、**寄り道をせずまっすぐ帰宅する**よう指導する。
- 登下校中も含め、**校内では、原則マスクを着用**するよう指導する。
- 昼食等の食事は、**自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する**。また、**食事後は速やかにマスクを着用**するよう指導する。
- **「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗**を徹底するよう指導する。
- 教室等の**常時換気**を実施する。

教育活動上の対応

- 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は、**行わない**。
 - ・ 生徒が**長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等**及び**近距離で一斉に大きな声で話す活動**
 - ・ 理科における**生徒同士が近距離で活動する実験や観察**
 - ・ 音楽における**室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏**
 - ・ 美術における**生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動**
 - ・ 技術・家庭における**生徒同士が近距離で活動する調理実習**
 - ・ 保健体育における**生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動**
- 部活動における対応
 - ・ 対外的な練習試合、合同練習は、実施周辺地域の感染状況を踏まえて、**活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施**する。
 - ・ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況を踏まえて、**活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施**する。
 - ・ 生徒が密集したり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
 - ・ 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、**活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る**。また、**教員が立ち会うことができない場合は実施しない**。
 - ・ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、**感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施**する。
 - ・ 部室の使用は**荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみ**とし、短時間で行うよう指導する。また、**可能な限り換気をする**。